

株式会社 国際確認検査センター

確認検査業務に係る書類等閲覧規程

(目的)

第 1 条 この規程は、株式会社国際確認検査センター（以下「CIAS」という。）が行う確認検査業務において、書類等の閲覧に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(閲覧書類)

第 2 条 閲覧可能な書類は次に掲げるものとする。

- (1) 業務実績報告書
- (2) 定款（写）及び登記事項証明書（写）
- (3) 貸借対照表及び損益計算書
- (4) 役員及び確認検査員の名簿及び略歴
- (5) 賠償責任保険証券
- (6) 出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名または名称及び出資額

(閲覧場所)

第 3 条 閲覧は、CIAS の打合せスペース（以下「閲覧所」という。）で行うものとする。

(閲覧時間)

第 4 条 書類等の閲覧時間は午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 30 分までとする。

2 閲覧所の休日は、確認検査業務規程に規定する休日とする。

(閲覧手続)

第 5 条 閲覧書類を閲覧する者（以下「閲覧者」という。）は、CIAS から確認を受けようとする者その他の関係者とする。

閲覧者は、書類等閲覧申込書（別記様式）及び身分を証するものを提示の上、確認検査業務執行責任者（以下「執行責任者」という。）に提出しなければならない。この場合身分証は複写し保管するものとする。

第 61 条関係

(複写)

第 6 条 複写が可能な書類は第 2 条第 1 号に規定する書類とする。

- 2 複写可能な書類の複写を請求する場合は、1 頁につき 20 円 (税込) を支払わなければならない。

(閲覧にあたっての遵守事項)

第 7 条 書類等の閲覧に際しては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 書類等は閲覧所の外に持ち出さないこと。
- (2) この規程及び職員の指示に従うこと。
- (3) 書類等を汚損し、又は破損しないこと。(カメラ撮影、スキャン取込等厳禁)
- (4) 他人に迷惑を及ぼさないこと。

(閲覧のオンライン化)

第 8 条 消費者の利便性の向上のため、書類等を閲覧しようとする者の求めに応じて電子メール等での提供を行うことができる。

(附則)

この規程は平成 20 年 6 月 20 日から施行する。(制定)

この規程は平成 24 年 12 月 1 日から施行する。(改定)

この規程は平成 27 年 10 月 30 日から施行する。(改定)

この規程は平成 29 年 10 月 30 日から施行する。(改定)

この規程は令和 6 年 2 月 1 日から施行する。(改定)

この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。(改定)